

公法 出題の意図

問題 1

本問題は、最高裁判所第三小法廷平成 26 年 05 月 27 日判決に取材したものである。本件条例による市議会議員に対する制約について、いかなる憲法規定に関わる問題であるかを適格に判断し（本件の場合、憲法 15 条 1 項及び 93 条 2 項の趣旨に照らして憲法 21 条 1 項による保障が及ぶと解される議員の議員活動の自由並びに憲法 22 条 1 項及び 29 条による保障が及ぶと解される企業の経済活動の自由について問題となる）、それについての判例・学説の理解を把握した上で、合理的な結論を引き出すことができるかを問うものである。

問題 2

行政手続上の論点の一つである理由の提示に関する問題である。同論点に関する最高裁判決の趣旨を正確に読み取った上で、具体的事案において要求される理由の内容について、具体的、実質的に論ずることが求められる。

私法 出題の意図

問題 1

錯誤法についての総合的な理解を問う問題である。複雑な事実関係の中から「動機の錯誤」が本問の中心論点であることを読み取り、当該論点に関する判例・学説の見解を駆使しながら、「共通の錯誤」の取り扱いを含め、錯誤無効の各要件を丁寧に検討していくことが求められる。

問題 2

株主総会における取締役の報酬（特に使用人取締役の報酬）の決定方法に関する法的問題である。その論述により、会社法上の重要な問題に関する基本的知識の修得度および論理的思考能力が試されることになる。

刑法 出題の意図

刑法 192 条 2 項にいう「公務員になろうとする者」に、市長選挙にまだ立候補していないが、立候補を表明している現職の県会議員が含まれるか否かを、問うものである。